

(要領様式第6号)

事業計画書に対する市長意見書

松環廃第566号

令和8年3月9日

株式会社本久

代表取締役 加藤 章 様

松本市長 臥雲 義尚

令和7年12月2日付けで提出のあった事業計画書について、松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第52条第1項の規定による意見は次のとおりです

1 提出のあった事業計画書

廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県松本市大字島内9817番地1、9822番地、9823番地	
廃棄物の処理施設の種類	中間処理（破碎）	
処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	がれき類（特別管理産業廃棄物を除く。）	
廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量）	401.6t/日（50.2t/h:8時間稼働） 破碎機計2台:50.2t/h、63t/h	
変更の概要	新	旧

2 市長意見

対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
合意形成の方法に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
その他市長が必要と認める事項についての意見	特にありません。